

税金の各種控除に関するお知らせ

65歳以上の方へのお知らせ 障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がある方】

対象者またはその扶養者が非課税で申告が必要ない場合は申請する必要はありません。

【対象】

町内に住所を有する65歳以上の方で、要介護認定により

要介護1以上と認定されて、なおかつ認定資料(主治医意見書または認定調査票)で「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態を確認できる方。

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合があります。

※身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳等を申告時に提出すると控除を受けることができますが、手帳と認定書での区分(障害者・特別障害者)が異なる場合は、控除の大きい額で申告できることがあります。詳しくは左記まで問い合わせください。

【申請窓口】
 ・保健福祉課介護保険係
 ・住民生活課国民健康保険係
 ・熊石総合支所
 ・落部支所
 ・住民サービス課

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係
 (シルバークラサ内)
 ☎0137-64-2111

おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

①おむつ代の医療費控除を受けている期間が2年目以降(初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関に問い合わせください)。
 ②介護保険の要介護認定者で、主治医意見書で「寝たきり」かつ「尿失禁あり」の状態を確認できる。

※申請窓口、問い合わせ先については、上記と同じです。

郷土資料館企画展のお知らせ 収蔵美術展 「墨絵画家 天野純男展」

町にゆかりのある天野純男が描いた、草花や風景などの墨絵作品を展示します。

【日時】
 2月22日(火)
 ～3月22日(火)
 午前9時～午後4時30分

【場所】
 木彫り熊資料館
 2階小展示室

※毎週月曜日は休館とし、開催期間中の祝日は開館します。

【入館料】無料

※コロナウイルス感染症の感染状況により、事業の内容を変更または中止する場合があります。

【問い合わせ先】
 八雲町郷土資料館
 ☎0137-63-3131

令和4年度建設工事等にかかる入札参加資格申請の受付について

令和4年度に八雲町が発注する建設工事等の入札に参加する方が必要な「資格審査申請書」を次の日程で受け付けます。

【受付期間】
 2月1日(火)～28日(月)
 (期間内必着)

※原則、郵送での受付となります。期間内に送付されても不足書類等があると受理として扱うこととなりますので、早めの申請をお願いします。

【送付・問い合わせ先】

〒049-3192
 八雲町住初町138番地
 八雲町建設課 管理係
 ※申請に必要な書類は町のHPで確認してください。